

質問回答書

契約番号 _____

件 名 横浜市健康管理（母子保健分野）システムの標準化移行対応業務委託 _____

質 問	回 答
<p>設計書・仕様書 P8</p> <p>「イ 帳票に関する事項」にて別紙2に示す帳票を出力可能とする旨の記載があり、別紙2において大分類”該当帳票なし”に分類されている帳票については、健康管理共通機能の「帳票出力機能（機能 ID:0190126）」または「一覧管理機能（機能 ID:0190097）」を用いて対応するものと理解しています。</p> <p>これらの共通機能の詳細はベンダの実装方法によるものであり、機能帳票要件に定められていないレイアウト、印字項目については、実装された機能の範囲内で自治体様にご利用いただくことを想定しています。</p> <p>そのため、別紙2に示された帳票の対応については、システム導入時のお打合せにて詳細を決める認識で問題ありませんでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりで問題ありません。</p> <p>詳細な出力方法はシステム導入時の打合せにて定めますので、今回は「実装された機能の範囲」についてご提案いただきたく存じます。</p>
<p>設計書・仕様書 P9</p> <p>「(2) エ 外部インターフェースに関する事項」にて「連携情報、連携相手先システム、連携 ID、本市による連携要否は「別紙3 連携要件一覧」のとおり。連携にあたっては、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.1版】」に準拠すること。」とありますが、「別紙3 連携要件一覧」を見ると、住民税や生活保護情報などいわゆる夜間自動連携を行うものと、振込用データなど都度必要に応じて作成するもの、厚労省向けの集計報告資料などが混在しているものと理解しています。</p> <p>また、連携方式の欄には統合データベースやデータ連携基盤等の記載もございま</p>	<p>(別紙3) 連携要件一覧には、「現行外部インターフェース一覧」と「標準外部インターフェース一覧」があります。</p> <p>標準準拠システムでは「標準外部インターフェース一覧」にだけ対応していただければよいです。「現行外部インターフェース一覧」は参考までに現行の外部インターフェースを示したものです。統合データベースやデータ連携基盤との連携に対応する必要はありません。</p> <p>標準システムでの連携は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.1版】」に準拠し、オブジェクトストレージを介して基本データリスト形式でのみ連携するとして問題ありま</p>

<p>すが、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.1版】」では標準システムのデータ連携にはオブジェクトストレージの利用が原則になっていると理解しています。</p> <p>そのうえで、詳細はご提案書にて示させていただきたく予定ですが、弊社の方針としては健康管理機能別連携仕様に示されている連携はオブジェクトストレージを介した連携としており、機能別連携仕様に示されていないデータ連携は独自施策システムとの連携と定義して基本データリスト形式でのみ連携を可能としております。</p> <p>そのため、例えば別紙3にある「個人基本」「市内住所マスター」「金融機関マスター」等は健康管理基本データリストに規定されていないため取り込みができないものと判断しております。また、「利用サービス」等の母子保健システムから提供する情報についても基本データリスト形式でのデータ提供になります。</p> <p>つきましては、別紙3はあくまでも現行の母子保健システムで実施している連携が示されているものと理解して、標準システムとしては、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.1版】」に準拠する前提と捉えて問題ありませんでしょうか。</p>	<p>せん。</p>
<p>設計書・仕様書 P9</p> <p>「(3) イ セキュリティ」にて貴市が定める規定について、契約締結後に提供予定とありますが、現時点でご提示可能な範囲をご提示いただくことは可能でしょうか。</p> <p>弊社としては総務省の公表する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠することを基本方針としておりますが、仮に貴市規定が前述の総務省公表資料よりも要求事項が高い場合、システム構築が難しくなる可能性があり、ご提案可否を判断するうえで、貴市規定を確認させていただきたいと考えております。</p> <p>仮に、貴市規定のご提示が受託後になる</p>	<p>本市の規定は契約締結後とさせていただきます。本市規定が総務省公表資料よりも要求事項が高いものがある場合、当該事項の取り扱いには本市と受託者で要協議という取り扱いで問題ありません。</p>

<p>場合で、かつ貴市規定が総務省公表資料よりも要求事項が高いものがある場合、当該事項の取り扱いが貴市と弊社で要協議という取り扱いでご提案させていただくことは可能でしょうか。</p>	
<p>設計書・仕様書 P12</p> <p>OS やブラウザのバージョンアップ対応についてはアプリケーションとしてのバージョンアップにて実施します。 「(4)稼働環境 イ クライアント」に記載の利用端末については貴市にて管理するクライアント端末となる想定のため、クライアント端末の OS やブラウザの更新作業については弊社の作業範囲外と認識しておりますが、問題ないでしょうか。</p>	<p>クライアント端末の OS やブラウザの更新作業は作業範囲外で問題ありません。</p>
<p>設計書・仕様書 P17</p> <p>弊社では健康管理標準システムにおいて、一般的に販売されているデータを利用する想定はしておりません。 以下、その根拠等についてお示しします。</p> <p>現状、他市事例も含めて健康管理システムにおいて一般的に販売されているものでマスターデータとして利用する可能性があるものは以下の二つであると理解しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国住所辞書 ・全国銀行マスタ <p>そのうえで、標準準拠システムにおいて住所情報は国が提供するアドレス・ベース・レジストリと連携をする想定をしております。</p> <p>また、健康管理システムのデータ要件上、金融機関情報は管理項目に規定されていないことから全国銀行マスタ情報の管理はできないと理解しております。</p> <p>弊社認識で問題ない場合、仕様書・設計書 17P の「イ マスタデータ」の記載は、仮に一般販売されているデータを利用するケースが発生した場合は受託者にて購入、登録するというを示されているものと</p>	<p>一般販売されているデータを利用するケースが発生した場合のみ、受託者にて購入するという認識で問題ありません。一般販売されているデータを利用しない場合は購入する必要はありません。</p>

<p>理解してよろしいでしょうか。</p>	
<p>設計書・仕様書 別紙3</p> <p>統合番号連携システムとの連携について、一部固定長等の記載がございますが、いわゆる団体内統合宛名システムとの連携は中間サーバI/Fに準じるものと理解しており、中間サーバI/Fにおいて固定長での連携は規定されておらず、XMLが原則となっていることからXMLファイルをオブジェクトストレージに格納する、又は団体内統合宛名システムへSOAP通信にて連携をするという対応になる見込みと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>(別紙3) 連携要件一覧には、「現行外部インターフェース一覧」と「標準外部インターフェース一覧」があります。</p> <p>標準準拠システムでは「標準外部インターフェース一覧」にだけ対応していただければよいです。「現行外部インターフェース一覧」は参考までに現行の外部インターフェースを示したものです。</p> <p>標準の共通機能「団体内統合宛名」を経由しての連携となるため、統合番号連携システムとの連携は必要ありません。</p>